

# 運 航 基 準

(ハウステンボス運河遊覧

A、B1、B2、D、E、F、G、H航路

及び運河水門マリーナコース)

令和 6年 3月 10日  
ハウステンボス株式会社

## 目 次

第1章	目 的	…………… 1
第2章	運航の可否判断	…………… 1
第3章	船 舶 の 航 行	…………… 3

## 第 1 章 目 的

(目 的)

第 1 条 この基準は安全航管理規程に基づき、ハウステンボス運河遊覧航路及び運河水門マリーナ航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

## 第 2 章 運 航 の 可 否 判 断

(発航の可否判断)

第 2 条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、運河内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

気象 海象 港 名	風 速	波 高	視 程	運河水位
運河内全栈橋	1.5 m/S 以上	0.3 m 以上	50 m 以下	基準水深 2.3m 以上 基準水位+0.1m 以上 (T. P. +0.4 以上)

2. 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象、海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない。

発航地	風速	波高	運河水位
運河内全区域	1.5 m/s 以上	0.3 m 以上	基準水位+0.1m 以上

3. 船長は、発航前において、当該栈橋に近接した海域における視程に関する情報を確認し、それぞれ次に掲げる条件に達していることが観測され又は達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

海域及び視程 発航港	発航港に近接した水域	視程
運河内各栈橋	ハウステンボス運河全域	50 m 以下
マリーナゲスト栈橋	マリーナゲスト栈橋からマリーナ海域に至るまで	300 m 以下

4. 船長は、前 3 項に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置を取らなくてはならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、着棧その他適切な措置をとらなければならない。

2. 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

	風 速	波 高	動 揺
運河内	1.5 m/s 以上	波高0.3 m以上	横揺れ5度以上

3. 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、航行の継続を中止し最寄りの棧橋への着棧の措置をとらなければならない。

	風 速	波 高
運河内	1.5 m/s 以上	波高0.3 m以上
マリーナ及びハウステンボスハーバー	1.5 m/s 以上	波高0.5 m以上

4. 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、その時の状況に適した安全な速力とし、最寄りの棧橋への着棧等の措置をとらなければならない。

運河内	視 程 50 m 以下
マリーナ及びハウステンボスハーバー	視 程 300 m 以下

5. 船長は、航行中運河水位が次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、最寄りの棧橋への着棧の措置をとらなければならない。

運河水位	基準水位+0.1m以上
------	-------------

(着棧の中止)

第4条 船長は着棧予定地付近の気象、海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、予定棧橋への着棧を中止し、最寄りの棧橋への着棧その他の適切な措置をとらなければならない。

気象・海象 港名	風速	波高	視程
運河内全棧橋	1.5 m/s 以上	0.3 m 以上	50 m 以下
マリーナ及び ハウステンボスハー バー	1.5 m/s 以上	0.5 m 以上	300 m 以下

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者および船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を航海日誌又は運航協議記録簿に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航の継続の措置については、判断理由を記載すること。運航の可否判断については適時まとめて記載してもよい。

### 第3章 船舶の航行

(運航基準図等)

第5条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点及び終点の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点及び終点の発着時刻）
- (4) 通航船舶、船舶が輻湊する海域
- (5) その他航行の安全を確保するための必要な事項

2. 船長は、基準経路、避険線、その他必要と認める事項を航路図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第6条 基準経路は、運航基準航路図ハウステンボス運河遊覧A～H航路及び、運河水門マリーナコースに記載のとおり、常用基準経路とする。

(速力基準等)

第7条 速力基準は別表1に定めるとおりとする。

2. 船長は、速力基準表を操縦席の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。
3. 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を操縦席に備え付けておかなければならない。

(連絡方法)

第8条 船長と副運航管理者の連絡は、次の方法による。

	区 分	連 絡 先	連 絡 方 法
(1)	通常の場合	カナル事務所	業務用無線機
(2)	緊急の場合	カナル事務所	業務用無線機

(記録)

第9条 船長及び運航管理者は、運航の中止に関して協議を行った場合は、その内容を航海日誌又は運航協議記録簿に記録するものとする。

[別表1]

運河船 (カナルクルーザー カペラ他10隻)		
速力区分	速力 ノット	
微速	1.5	毎分機関 回転数
半速	3.0	700 rpm
全速	7.0	1200 rpm
航海 速力	5.0	2850 rpm